

浜田地区広域行政組合介護サービス等の提供に係る事故報告取扱要綱

改正 平成 20 年 3 月 31 日告示第 5 号

平成 28 年 5 月 25 日告示第 15 号

令和 3 年 2 月 19 日告示第 2 号

令和 3 年 4 月 16 日告示第 15 号

令和 4 年 3 月 5 日告示第 10 号

(目的)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 64 号）、島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 65 号）、浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年浜田地区広域行政組合条例第 2 号）、島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 69 号）、島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 70 号）、島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 71 号）、島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年島根県条例第 17 号）、浜田地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年浜田地区広域行政組合条例第 5 号）、浜田地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年浜田地区広域行政組合条例第 6 号）、浜田地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年浜田地区広域行政組合条例第 3 号）及び浜田地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の人員、設備及び運営並びに指定第 1 号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を

定める要綱（平成 29 年浜田地区広域行政組合告示第 3 号）による事故が発生した場合の介護保険事業者から浜田地区広域行政組合への報告は、この告示の定めるところによるものとする。

（対象事業者及びサービス）

第 2 条 指定介護保険事業者及び基準該当サービス事業者が行う介護保険適用のサービスとする。

（報告すべき事故の範囲）

第 3 条 事業者は、次に掲げる事故について報告するものとする。

(1) サービス提供中（サービス終了後に送迎を待っている間及び送迎中を含む。）に発生した利用者の死亡、負傷

ア 「死亡」については、病気死亡は除くものとする。ただし、死因等に疑義が生じているものは報告するものとする。

イ 「負傷」については、医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったものをいう。

(2) 食中毒の発生

(3) 感染症等の発生

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事業者が報告を必要と認めた場合

(4) 誤薬

(5) 行方不明者の発生

(6) 職員（従事者）の法令違反その他不祥事等の発生

(7) 高齢者に対する虐待又はそれが疑われる事例の発生

（報告先）

第 4 条 事業者は、被保険者が所持する被保険者証の住所地の市町村へ報告するものとする。なお、被保険者が住所地特例者の場合には、住所地特例施設入所前の住所地の市町村へ報告するものとする。

（報告方法）

第 5 条 事業者は、第 1 報として、次に掲げる内容を、事故発生後速やかに、遅くとも 5 日以内を目安に、電話若しくは介護サービス事故発生報告書（別記様式。以下「事故発生報告書」という。）により市町村に報告するものと

する。なお、市町村が事業者から事故発生報告書により報告を受けた場合には、浜田地区広域行政組合介護保険課に事故発生報告書を提出するものとする。

- (1) 事故状況
- (2) 事業所の概要
- (3) 対象者（食中毒及び感染症等の発生においては、発症者数）
- (4) 事故の概要
- (5) 事故発生時の対応
- (6) 事故発生後の対応

2 事業者は、事故の原因分析及び再発防止策を検討し、第2報として、第3条に掲げる事故発生後、おおむね2週間以内に、事故発生報告書により市町村に報告するものとする。

3 事業者は、事故処理が長期化する場合は、途中経過について、事故発生報告書により適宜報告するものとする。

4 事業者は、前2項に規定する報告により難しい場合には、任意の様式による報告でも差し支えないものとする。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、事故報告に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和3年4月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。